

八戸市有料広告掲載等に関する基本方針

平成 17 年 6 月 21 日制定（平成 17 年 6 月 21 日実施）

平成 19 年 10 月 26 日改正（平成 19 年 11 月 1 日実施）

平成 20 年 4 月 1 日改正（平成 20 年 4 月 1 日実施）

平成 26 年 4 月 1 日改正（平成 26 年 4 月 1 日実施）

平成 28 年 4 月 1 日改正（平成 28 年 4 月 1 日実施）

令和 7 年 3 月 14 日改正（令和 7 年 4 月 1 日実施）

1 趣旨

この方針は、市の保有する財産を有効に活用するとともに、市の自主財源を確保すること等を目的に、広告媒体への広告掲載の取扱い等に関する基本方針について定める。

2 定義

広告媒体とは、市の保有する公有財産、物品、印刷物等のうち、広告掲載の募集を行うものをいう。

3 広告媒体

広告掲載を行うことができる広告媒体の種類は、広告媒体ごとに要綱により定めることとし、各所管課は、広告媒体として活用可能なものについて、広告掲載に努めるものとする。

4 広告掲載者の資格

広告を掲載することができる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者
- (3) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）第 2 条第 3 号の規定に該当する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者
- (5) 市に納付すべき市民税、固定資産税、軽自動車税又は国民健康保険税を現に滞納している者
- (6) その他広告掲載者として適当でないと市長が認める者

5 広告の範囲

次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (5) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

上記のほか、広告媒体に掲載することができる広告に関する掲載基準は、広告媒体ごとに要綱により定めるものとする。

6 広告の規格等及び広告収入予定価格

広告の規格及び掲載位置並びに広告収入予定価格は、広告媒体ごとに定めるものとする。

7 広告募集方法

(1) 市が直接公募する方法

広告媒体に掲載する広告は、市広報、市ホームページ等により市が直接広告主を募集するものとし、募集は、原則として公募とする。

掲載広告を募集したにもかかわらず、広告の掲載を希望する者の数が募集する掲載広告の数に満たないときに限り、次の順位により、企業等に対し広告掲載の案内をすることができる。

- ① 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- ② 私企業のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するもの
- ③ 前号に規定するもの以外の私企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの
- ④ その他、広告を掲載する者として適当であると市長が認めるもの

(2) 広告取扱業者に広告のあっせんをさせる方法

市は、企画提案書の提出を受けるなど適切な方法により選定した広告取扱業者に、広告のあっせんをさせることができるものとする。

その場合、市は、広告取扱業者が広告のあっせんをしていることを市広報、市ホームページ等により周知するものとする。

広告取扱業者は、広告のあっせんを行うときは、広告掲載等を希望する事業者を排除しないことを原則とする。

8 広告掲載の決定等

(1) 市が直接広告主を公募した場合

申込者の数が募集する掲載広告の数を超えたときは、原則として抽選により掲載広告を決定する。

(2) 広告取扱業者に広告のあっせんをさせた場合

掲載広告を決定するにあたっては、広告取扱業者が市に協議することとする。

広告掲載の可否について疑義が生じたときは、八戸市有料広告審査委員会において審査する。

9 合議

(1) 各部長等は新たに広告を掲載する媒体を定めたときは、総務部長に合議することとする。

(2) 各課長等は広告媒体に掲載する広告を決定するときは、行政管理課長に合議することとする。ただし、当該合議が調った年度内において、同一の広告掲載者が同種又は同等の内容の広告を掲載する場合は、この限りでない。

10 広告掲載をした印刷物等の提供を受ける方法

市は、2から8までの規定により広告媒体に有料広告を掲載するほか、企画提案書の提出を受けるなど適切な方法により選定した広告取扱業者から、広告を掲載した印刷物等の提供を受けることができる。この場合において、印刷物等に掲載できる広告掲載者、広告の範囲及び広告掲載の決定等については、4、5、8及び9の規定の例による。

11 八戸市有料広告企業提案制度実施要綱に基づく広告提案による方法

市は、八戸市有料広告提案公募実施要綱に基づく広告提案があり、その提案が採用された場合は、初回の実施期間に限り提案者を広告主又は広告代理店とすることができる。この場合において、印刷物等に掲載できる広告掲載者、広告の範囲等については、4、5及び9の規定の例による。